

日本労働組合総連合会大阪府連合会

会長 田中宏和様

北大阪地域協議会

議長 重長寿典様

豊能地区協議会

議長 川邊聖司様

能勢町長 上森 一成



「2024(令和6)年度 政策・制度予算に対する要請について (回答)」

記

1. 雇用・労働・ジェンダー平等施策

(1) 就労支援施策の強化について

<継続>

① 地域就労支援事業の強化について

大阪府内の関係機関と連携する「地域労働ネットワーク」の活動を活性化させるためにも、まず対面での会議開催を基本とすること。そのうえで就職困難層の就労への支援ニーズに則した事業が展開されるよう、大阪府との連携を強化すること。

また、職を失った女性や、子育て・介護責任を担う女性をサポートする職業能力訓練などを含む施策を講じること。特に、ひとり親家庭への支援事業のさらなる拡充など、総合的な施策を強化させること。加えて、それらの施策が支援の必要な人に届くよう周知の取り組みも強化すること。

地域における雇用労働施策について、要支援者に対する周知など、大阪府や関係機関と連携を図り、総合的に取り組んでまいります。

<継続>

② 障がい者雇用の支援強化について

大阪府内民間企業等の障がい者雇用率は、全国と比較しても低位で推移する状況が続いている。法定雇用率等が段階的に引き上げられることを見据え、大阪府内企業の法定雇用率達成に向けた施策として、「雇用ゼロ企業」が障がい者雇用に踏み出せない個々の要因を把握したうえで、障がい者雇用にかかるノウハウの共有化を図り、準備段階から採用後の定着支援までの一貫した総合的な支援を強化すること。また、障がい者採用を希望する事業所に対し、マッチングの支援を行うこと。

さらに、障がい当事者の意思を尊重した合理的配慮や相談体制の充実、職場での理解促進、さらに、障がい者就労に関する社会の理解を広げるための啓発の取り組みも含めた施策を推進すること。

大阪府や関係機関と連携し、適切な対応に努めてまいります。

(2) ジェンダー平等社会の実現に向けて

<継続>

① 「おおさか男女共同参画プラン」の周知・広報について

「おおさか男女共同参画プラン」(2021-2025)に盛り込まれた各種施策が着実に実施されるよう、庁内の関係部門が連携した取り組みを行うこと。

また、住民にもSDGsの目標の一つである「ジェンダー平等」をめざす取り組みとして、本プランの趣旨が広く理解されるよう、大阪府と連携し情報発信を行うこと。

第2次能勢町男女共同参画プランに基づき、人権の尊重や男女共同参画の意識づくり、職場・家庭・地域での男女共同参画の推進などに努めてまいります。また、社会情勢の変化やこれまで実施してきた施策を踏まえ、実効性を一層高めていくため、適宜プランの見直しを行ってまいります。

<継続>

② 女性活躍・両立支援関連法の推進について

女性活躍をさらに推進するため、女性活躍推進法の省令改正により、把握・公表が求められるようになった「男女の賃金の差異」なども含め、女性活躍推進法の周知を積極的に行うこと。あわせて、事業主行動計画の策定が義務化されていない100人以下の企業に対しても、策定を働きかけること。

また、特定事業主行動計画に則った女性参画を進めることとともに、各役職段階における職員の給与の差異とその要因分析を職員団体等とも協議して積極的に公表すること。

改正育児・介護休業法についても、その趣旨・内容を広く周知すること。また、職場での男性の育児休業取得が促進されるよう、具体的な取り組み事例の情報発信などの啓発活動を行い、誰もが育児休業を取得できる職場環境の整備に取り組むこと。

本町では男女の賃金差異は生じておりませんが、今後とも法の趣旨に則り適切に対応するとともに、働きやすい職場環境の整備に引き続き取り組んでまいります。

特定事業主行動計画については、本町では女性活躍推進法に基づき、職員給与等について毎年広報誌等に公表しているところです。

また、現状において男性の育児休業取得者はおりませんが、育児・介護休業制度について職員への周知に努めるとともに取得しやすい環境の整備に努めてまいります。

<新規>

③ 女性の人権尊重と被害への適切な対応

メディア等での性の商品化や暴力的表現を見直し、女性の人権を尊重した表現が行われる

よう各方面に働きかけること。また、改正「DV防止法」「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（2022-2026）」を周知し、具体的取り組みをすすめること。特に、デートDVの加害者を出さないための加害防止にむけた教育・教材の構築にとりくむこと。

さらに「性暴力支援センター 大阪SACHICO（松原市）」のような医療・法的支援等を包括的に提供できる、先進的なワンストップセンターの設置を関係機関に働きかけること。

DVを含む人権侵害、ハラスメント被害、性的指向・性自認（SOGI）に関する差別など、様々なジェンダー課題で被害を受けた方々にきめ細かな対応ができるよう、相談窓口の周知や啓発活動を行うとともに、職員に対する研修を継続的に実施すること。

広報誌やホームページ、講演会等を通じて啓発を行い、女性の「生きる」「働く」「学ぶ」「健康」に関する権利が尊重され、誰一人として取り残さない社会づくりの推進に努めてまいります。

<継続>

④多様な価値観を認め合う社会の構築を

LGBT等のセクシュアル・マイノリティに対する偏見、差別が根強くあるのは、SOGI（性的指向・性自認）に対する社会の理解が進んでいないことが原因である。そこで、「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」に基づき、行政・住民一体となって意識変革のための啓発活動に取り組むこと。

また、「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」に対する企業や団体含む住民の理解と普及促進を図るとともに、能勢町においても条例制定をめざすこと。

加えて、人権に配慮しLGBTQをはじめ誰もが使用しやすい府内施設（多目的トイレ等）の整備に取り組むこと。

【*参考：制度実施11市町村（2023/5時点）…大阪市、堺市、池田市（2022/11）、吹田市（2023/4）、貝塚市、枚方市、茨木市、富田林市、松原市（2023/5）、大東市、交野市】

性的少数者等に対する人権問題について、イベントや広報誌等での啓発を継続して行い、その理解を深めるための取組に努めるとともに、引き続き「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」を活用してまいります。

<継続>

(3)労働法制の周知・徹底と労働相談体制の強化について

労働施策総合推進法が改正され、中小企業含むすべての事業所において職場でのパワーハラスメント対策が義務化された。就職活動中の学生や顧客・取引先などの第三者に対するハラスメントも含まれることも踏まえ、特に中小企業での防止対策について周知・支援するとともに、労働者からのハラスメントに関する相談対応やハラスメントを原因とした精神疾患なども含めた相談体制を充実・強化すること。

また、ハラスメント被害者が相談窓口にアクセスしやすくなるよう、行政機関や企業内だけでなく、業界団体や地域組織など多様な場に相談窓口が設置されるよう、働きかけを行う

こと。

労働法制については、労働者、企業、経済団体への周知を図ってまいります。相談体制の強化についても関係機関と情報共有を図り、適切に対応してまいります。

<継続>

(4) 治療と仕事の両立に向けて

厚生労働省がガイドラインを示しているように「治療と仕事の両立支援」は働き方改革の実践においても重要な課題である。特に中小企業での「治療と仕事の両立支援」の取り組みがさらに浸透するよう、関係団体と連携し、周知・啓発を行うとともに、支援事例や情報、ノウハウの提供を行うこと。

また、労働者自身が健康や医療に関する知識や関連施策を学ぶことができるセミナーなどの機会を提供すること。

関係機関と連携のもと、施策を中小企業等に周知し、適切な支援に努めてまいります。

<継続>

(5) 就労創出と住民自治を促進する「協同労働の協同組合」の育成・支援について

2022年10月施行の労働者協同組合法について、その目的である「多様な就労機会の開発」、「多様な地域ニーズに即した仕事づくり」、「持続可能で活力ある地域社会の実現」を具体的な施策に落とし込んで推進すること。

また、地域福祉の向上と住民自治の促進をはかる目的で、指定管理制度などの公共サービスを支え充実させるための制度・政策を総合的に見直し、充実させること。

商工会と連携し、地域ニーズを確認しつつ、必要な対策に努めてまいります。

2. 経済・産業・中小企業施策

(1) 中小企業・地場産業の支援について

<継続>

① 「中小企業振興基本条例」の制定促進について

中小企業振興基本条例の制定に向けた審議会や振興会議等の設置など、条例制定に向けた環境整備を行うこと。条例策定においては、地域での労働組合・労働団体の参画と役割について言及すること。

また、中小企業振興策において、中小企業などへのデジタルデバイスの導入支援など具体的な振興策の検討や、行政の各種支援策の周知と利用拡大により、取り組みの実効性を高めること。

* 条例制定済み市 18市（北大阪1市）：吹田市

商工会と連携し、地域経済の現状を踏まえ、適切に対応してまいります。

<継続>

②ものづくり産業の生産拠点の維持・強化について

ものづくり企業の従業員やOBなどをカイゼン活動のインストラクターとして、あるいはものづくり企業の従業員を現場のカイゼンリーダーとして養成し、中小企業に派遣する「カイゼンインストラクター養成スクール」の開設を大阪府の関係部局と連携して図ること。

また、2019年度をもってカイゼンインストラクター養成スクールに対する国の補助金が終了したことから、大阪府と連携し、支援を創設・拡充すること。

大阪府や商工会等関係機関と連携し、地域企業の適切な支援に努めてまいります。

<継続>

③中小企業で働く若者の技能五輪への挑戦支援について

工業高校や工業高等専門学校に設置されている専攻科なども活用し、中小企業で働く若者が**技能五輪全国大会**や**技能五輪国際大会**に挑戦できるよう、当事者に対する支援をさらに拡充するとともに、技能五輪大会や行政の支援策を広く周知広報すること。

加えて、技能五輪地方予選大会・全国大会・国際大会に選手を出場させる中小企業に対して、直接的な資金面での助成を行うこと。

商工会等の関係機関と連携し、周知や支援に努めてまいります。

<継続>

④**事業継続計画（BCP）**策定率の向上にむけて

帝国データバンク大阪支社の2023年5月調査によると、大阪府のBCP策定割合は、17.0%と全国水準（18.4%）よりも低く、企業規模別で見ると、近畿では大企業と中小企業の差が2倍以上となっている。各地で起こる自然災害や感染症の拡大により、大阪府内企業での早急なBCP策定が望まれる。

連携協定締結から3年が経過した近畿経済産業局と大阪府が連携する「**BCP策定大阪府スキャンダル**」の取り組みと連動し、特に中小企業に対し策定のスキルやノウハウ、メリットを広く周知し、策定率を向上させるための連携策を強化すること。

事業者のBCP策定については、能勢町商工会が取り組んでいる「事業継続力強化支援事業」を支援するとともに、商工会と行政が連携し啓発に取り組んでまいります。

<補強>

(2)取引の適正化の実現に向けて（★）

サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配の実現に向けて、「働き方」も含めた取引の適正化・価格転嫁の円滑化を実現するため、「**パートナーシップ構築宣言**」の取り組みを推進・拡大すること。各種支援策や宣言効果の周知と利用拡大により、「宣言」の実効性を高めること。特に、大手企業の宣言拡大に向けた啓発や働きかけを行うこと。

また、中小企業の「働き方改革」を阻害するような取引慣行の是正を強化するため、関係機関と連携し、関係法令の周知徹底や「しわ寄せ」を防止、適正な価格転嫁を実現させるための総合対策、中小企業への各種支援策の周知と利用拡大を図ること。

関係法令の周知・啓発を図り、遵守についても適正な指導に努めてまいります。また、商工会等関係機関と連携し、「働き方改革」の周知・啓発に取り組んでまいります。

<継続>

(3) 公契約条例の制定について

「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を踏まえて、公契約締結においては人権デュー・デリジェンスへの配慮を確保すること。

公共サービスの質の確保、地域経済の活性化、公契約のもとで働く労働者の適正な賃金水準・労働諸条件の確保により、住民福祉の増進に寄与する公契約条例の制定を推進すること。併せて、総合評価入札制度の導入に向けて取り組むこと。

* 総合評価入札制度導入済 27 市町（北大阪 6 市）：

豊中市、池田市、箕面市、吹田市、高槻市、茨木市、

落札の判定基準を入札価格のみとする場合のリスクは従来から指摘されているところであり、公共事業の質の確保の観点からも府内自治体の公契約条例の制定状況及び総合評価入札制度の導入動向を注視してまいります。

ただし本町においても平成 21 年度に総合評価方式の入札を試験的に実施した実績がございます。

<継続>

(4) 海外で事業展開を図る企業への支援

海外に事業拠点を持つ、また海外事業展開を図ろうとする地元企業に対し、海外での中核的労働基準（結社の自由・団体交渉権・強制労働の禁止、児童労働の廃止、差別の排除）順守の重要性について周知徹底すること。

また、海外事業拠点や取引先なども含め、人権デュー・デリジェンスの必要性についても周知徹底すること。

大阪府や関係機関と連携し、人権リスク低減に向けた周知・啓発に取り組んでまいります。

<新規>

(5) 産官学等の連携による人材の確保・育成

関西域では「関西蓄電池人材育成等コンソーシアム」が始動している。仕組みを参照し、地域を支えるさまざまな産業の人材の確保・育成のため、産官学等が連携して取り組む枠組みを積極的につくること。

蓄電池人材の育成は、本町が掲げるゼロカーボンタウンの実現に重要な役割を果たすものと考えています。しかし本町では当該事業を行っている企業や学校がないため具体的な取組や支援は困難であることから、関係機関等と連携し関西蓄電池人材育成等コンソーシアム活動に対する周知等、情報提供等に努めてまいります。

3. 福祉・医療・子育て支援施策

<継続>

(1) 地域包括ケアの推進について (★)

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう「地域包括ケア」の推進に向け、質・量ともに十分な介護サービスの提供体制を整備すること。

また、地域包括ケアの整備推進に対し、利用者、医療保険者、被保険者の声が反映できる仕組みと、市町村が個別に抱える課題に対して必要な支援を大阪府へ求めること。加えて、「大阪府高齢者計画2024(仮称)」が策定される際には、前年度までの「同計画2021」で行った施策の進捗状況を検証・総括や「高齢者の生活実態と介護サービス等に関する意識調査結果等」を踏まえ、より実効性を高めるよう大阪府へ求めること。

地域包括ケアシステムの推進、必要な介護サービス量の確保、一人暮らし高齢者の増加への対応などについて、本町の実情を踏まえた第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定しているところです。

計画策定に際しては、医療・保健・福祉・被保険者代表等による介護保険事業運営委員会において審議を行うとともに、計画策定後は、同委員会で進捗管理を行うこととしております。

また、委員会は公開で行い、委員会資料や会議録をホームページに掲載するなど、引き続き町民に地域包括ケアに関する情報を提供してまいります。

(2) 生活困窮者自立支援制度の改善について

<補強>

① 生活困窮者自立支援制度のさらなる改善について

生活困窮者自立支援事業のさらなる質の改善に向け、好事例などの情報収集・分析・提供など、支援員の育成やスキルの維持・向上のための研修を行うこと。

大阪府に対しては、人員確保に必要な財政支援の拡充を求めること。

加えて、生活困窮者自立支援事業は「人が人を支える」制度であることに鑑み、制度を担う相談員・支援員が誇りを持って安心して働けるよう、雇用の安定と賃金水準の大幅な引き上げなど処遇の改善、定着促進をはかること。

実施機関である大阪府と連携し、取組を進めてまいります。

<補強>

② 生活困窮者自立支援事業の拡充と体制整備について

コロナ禍を起因とした困窮や生活困難が依然として続く中、生活困窮者自立支援制度が寄り添い型支援の本来の役割と機能を果たせるよう、同制度の拡充・体制整備寺院体制の強化はかるとともに、住民への周知・啓発を徹底すること。

また、NPO法人や社会福祉法人、社会福祉協議会、労働者福祉協議会などの社会資源を活用すること。

さらに、生活基盤である住居を確保するため、賃貸住宅登録制度の周知や、登録住宅の改

修・入居者への経済的支援、要配慮者に対する居住支援を推進すること。

実施機関である大阪府と連携し、取組を進めてまいります。また、適切な方法にて住民への周知・啓発に努めてまいります。

<継続>

③生活困窮者自立支援事業の強化・底上げについて

全国どこでも必要なサービスが受けられるよう、就労準備支援事業、家計改善支援事業については、広域連携を促進しながら、速やかに町において完全に実施されることを目指して取り組むこと。また、一時生活支援事業、子どもの学習・生活支援事業も含め、各任意事業の実施率を高めること（各数値の具体的な経年推移も示していただきたい）。

実施機関である大阪府と連携し、取組を進めてまいります。

<継続>

(3) 予防医療及び健康づくりのさらなる推進について

大阪府における各種がん（胃がん・大腸がん・肺がん・乳がん・子宮頸がん）の受診率は改善傾向にあるが、依然として全国レベルでは低い状況にある。そこで、早期発見のためにも、若年世代から毎年受診できるよう制度を改定し、住民の特定健診や各種がん検診の受診率向上を図ること。

また、AYA世代にがん検診の積極的な受診を促すための取り組みを強化すること。加えて現在進められている「第3期大阪府がん対策推進計画」の進捗状況についての検証を行うこと。

さらに、大阪府が実践的に取り組む「健活10」や「大阪版健康マイレージ事業“おおさか健活マイレージアスマイル”」等を住民により広く周知すること。

本町では、健康診査やがん検診の受診しやすい環境を整えるため、LINEを活用した予約システムの導入や受診勧奨を行うことで受診率向上に努めています。また、保健福祉センターの窓口などで「健活10」や「大阪版健康マイレージ事業“おおさか健活マイレージアスマイル”」のPRを行っています。

(4) 医療提供体制の整備に向けて（★）

<継続>

①医療人材の勤務環境と処遇改善について

医療現場の実態を把握し、労働環境の改善とワーク・ライフ・バランスや勤務間インターバルの確保等、医療現場で働く労働者の健康に対する配慮を強化すること。また、2024年度の医師の労働時間上限規制への整備を図ること。

安全で質の高い医療・看護の提供に向けては、緊急事態を想定した医療人材確保のために、キャリアアップが可能な仕組みの確立、専門性の向上を図る研修機会の拡充を積極的に実施すること。さらには、潜在医療従事者が大規模災害など緊急時に復職できる仕組みや、新型コロナウイルス感染症の患者対応やワクチン接種への従事などをきっかけに一時的に復職

した者が希望すれば本格的に復職できる仕組みを医療機関・大阪府と連携し構築すること。

加えて、新型コロナウイルス感染症対応を総括したうえで、引き続き感染症拡大に備え、地域性を考慮した保健所の体制整備を大阪府に求めること。

職員の職業生活と家庭生活との両立が図れるよう適切な勤務環境の整備に努めてまいります。また、スキル向上のための研修にも積極的に参加できるよう配慮してまいります。潜在医療従事者が本格的に復職できる仕組みについては関係機関と連携をとってまいります。

新型コロナ対策については、今後新興感染症が流行した場合に万全の体制をとることができるよう保健所機能の強化を府に要望しているところです。引き続き取り組んでまいります。

<継続>

②医師の偏在解消と地域医療体制の向上にむけて

地域や診療科ごとの医師の偏在を解消するため、出産や育児などで離職した女性医師の復職支援研修を行うなど、効果的な施策を実施すること。特に、救急科や産科、小児科等医師不足が懸念される診療科の医師の確保に取り組むこと。そして、医療分野での地域間格差解消に向けては、地域の医療ニーズや~~二次医療圏~~内~~で~~医療需要の増加が見込まれる病床機能の確保など地域の実態を検証し、効果的な医療提供体制を構築するとともに、高度な医療機器については共同利用に関する意向書の提出状況の検証を行い、医療機関間の共同利用をさらに促進すること。

加えて、今後ニーズが高まる「訪問医療」を拡充するために、実施している医療機関への助成を行うこと。

また、新たな感染症の感染拡大時における医療体制を考慮し、急性期・回復期・慢性期まで、切れ目なく必要な医療が提供されるよう、「医療機関の機能分化と連携」、「医療と介護の連携」、をそれぞれ推進すること。

本町内には、国民健康保険診療所を含めて医療機関が4か所あり、連携して地域医療に取り組んでいるところです。引き続き近隣市町村や大阪府と連携し、地域の医療体制の整備に努めてまいります。

(5)介護サービスの提供体制の充実に向けて (★)

<継続>

①介護労働者の処遇改善と職場定着に向けて

介護労働者の確保と定着、離職防止のために、処遇改善施策および潜在介護職員の復職支援研修や介護士をめざす人材への介護資格取得のための奨学金補助や住居費、介護実習費の支援を拡大すること。さらには、サービス提供責任者をはじめとする介護労働者に対する能力開発プログラムの拡充や定期的な受講を義務付けるとともに、事業所による受講促進にかかる取り組みを評価する等、キャリアアップの仕組みへの整備を支援すること。

加えて、前歴加算も含めた処遇改善加算が介護職員への賃金に確実に反映されるよう対策

を講じること。

また、介護労働者の職場環境を改善すべく、利用者や事業主からのハラスメント防止に向けて、事業主に対する啓発・研修活動を強化すること。

本町では介護サービス事業所の連携を図るため「介護保険事業所連絡会」を設置しており、地域包括支援センターと相互に連携、協力を行いつつ、ICTを用いた多職種連携情報システムを運用するなど事業所の業務効率化（負担軽減）に努めているところです。

介護人材の確保に向けた施策については、地域の実情を踏まえ、広域的な取組を進めることが重要であると考え、「北摂地域介護人材確保会議」に参画し、関係機関と情報交換を行い、検討を進めてまいります。また、地域ケア会議の事例検討会を活用して、資質の向上を図っており、引き続き必要な支援に努めてまいります。

<継続>

②地域包括支援センターの充実と周知徹底について

地域包括支援センターが、地域のニーズに則して実効性ある機能が発揮できるよう取り組むこと。

労働者の介護離職防止のためにも、地域包括支援センターの機能・役割の住民への周知・広報を強化すること。

また、地域包括支援センターを拠点とし、高齢者と子どもが積極的に交流できる施策の検討を行うこと。

さらには、地域包括ケアシステムの中核機関として、最低1カ所は直営の地域包括支援センターを設置するよう働きかけること。

本町では、地域包括支援センターを町直営（1ヶ所）で設置し、包括的な支援を行うための体制づくりに努めているところです。また、認知症カフェ、地域での「いきいき百歳体操」など住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護予防・重度化防止に資する支援策を講じてまいります。相談内容も多様化・複雑化する中、社会福祉協議会など地域の様々な社会資源とのネットワークを構築するとともに、各分野の関係機関が課題を共有し、高齢者やその家族を効果的に支える体制づくりを進めていきます。

また、様々な機会を捉え、引き続き地域包括支援センターが行っている各種取組について積極的な周知に取り組みます。

(6)子ども・子育て施策の着実な実施に向けて（★）

<継続>

①待機児童、潜在的（隠れ）待機児童の減少に向けて

大阪府と連携して、計画的に保育園の増設などを整備すること。

また、保護者の意向や状況を把握するとともに、潜在的な待機児童の把握と事業所内保育、家庭的保育や小規模保育等の整備・充実を図ること。整備の際には保育が適正に行われるよう、認可保育施設との連携や広域的な受け入れ調整などを行うこと。

さらには、障がいのある児童の受け入れや兄弟姉妹の同一保育施設への入所など、保育の質を向上させること。

本町は、保育の供給量に比べ需要量が少なく、待機児童がいない現状です。したがって、現在の公立保育所（1か所）、私立認定こども園（1か所）の運営と支援に努めてまいります。

<継続>

②保育士等の確保と処遇改善に向けて

子どもが心身ともに健やかに成長するために必要な保育や幼児教育の質の確保のため、保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員等の人材確保、そして労働条件と職場環境の改善を行うこと。具体的には、職場での定着率を上げる（離職率を下げる）ために、正規・常勤での雇用、給与水準の確保、定期昇給制度の確立、適正な配置、研修機会の確保等を積極的に行うこと。

また、保育士の確保へ向け大阪府と連携しての助成金創設や、「保育士宿舍借り上げ支援事業」拡充、離職した潜在保育士が復職するための働き方を含めた環境整備などの支援を強化すること。

加えて「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」の実施に早急に取り組むこと。

保育指針や教育要領に基づき、人材育成をはじめとする保育の質の確保に努めており、現行の公立保育所（1か所）、私立認定こども園（1か所）、放課後児童クラブ（公設公営（1か所））について、引き続き本町の実情を踏まえ適切な対応を行ってまいります。

<継続>

③地域子ども・子育て支援事業の充実に向けて

保護者の負担軽減となるよう、病児・病後児保育、延長保育、夜間保育、休日保育等、多様なサービスの拡充のための財政支援を行うこと。また、病児・病後児保育を利用しようとする保護者がネットによる空き状況の確認や予約が可能なシステムの拡充を推進していくこと。そして、保護者の意向や状況を把握し、多様な保育サービスが実施できる施設の拡大に伴う保育士、看護師の確保の支援を行うこと。

さらに、小1の壁を越えて継続就労ができるよう、放課後児童クラブの時間延長や子ども預かり施設への支援を行うこと。

公立保育所（1か所）、私立認定こども園（1か所）において「体調不良児対応型病児保育」を実施しており、令和5年4月に公立病後児保育室を開設したところです。引き続き本町の実情を踏まえ、保育ニーズに適切に対応してまいります。

<補強>

④企業主導型保育施設の適切な運営支援について

企業主導型保育施設については、子どもの育ちと安全を保障するため、認定・指導・監査

等市町村による関与を行うことが必要である。そこで、認可施設への移行を強力に進め、保育の質を確保するとともに、企業主導型保育事業における地域貢献の理念を徹底すること等について、現在策定されている計画に基づき、速やかに進めると同時に、市町村や事業者、保護者の声を聞く等、新たな課題等が抽出できる仕組みを構築すること。

本町の実情を踏まえ、保育ニーズに適切に対応してまいります。

<継続>

⑤子どもの貧困対策と居場所支援について

「**第2次大阪府子ども貧困対策計画**」にもとづき、町として実効ある対策と効果の検証を行うこと。あわせて、困窮家庭における相談窓口を一本化することで、必要な支援が確実に享受できる体制の構築を推進するとともに、就労しているひとり親家庭への支援が確実に届くよう、土日祝や夜間での相談体制を充実させること。また、行政手続きの簡素化を行うこと。

NPO、民間団体、個人が運営する「子ども食堂」は、食の提供だけに留まらず、学習をする場などを兼ねる「子どもの居場所」として地域との繋がりを深める重要な拠点であることから、物価高が高止まりする現状も踏まえ、「**子ども食堂**」支援事業に応じた補助金を支給・拡充するなど、支援を強化すること。

さらに、府域での食堂数は年々増加しているものの、市町村ごとの設置状況・広報状況に差が大きいことから、「住む場所による差」がでないよう特に設置の少ない市町村に対しての実施支援・働きかけを強めること。また「子ども食堂」、教育機関、民間企業などが連携したネットワークの構築へ向けた取り組みを支援すること。

本町の子どもの生活に関する実態調査を踏まえ、大阪府の交付金などを活用して子どもの居場所づくりの取組を行っているところです。学校、社会福祉施設での居場所づくり事業の展開を通じて、支援に努めてまいります。

<継続>

⑥子どもの虐待防止対策について

子どもの権利条約およびこども基本法の内容・理念を周知し普及に努めること。

複雑かつ重大化の傾向にある児童虐待の相談業務に適切に対応するため、児童福祉司、児童心理司、相談員を増員し、児童虐待の予防的な取り組みや介入の徹底など、児童相談所との連携を密にし、大阪府に対しても児童相談所の機能強化を求める事

また、「**児童虐待防止法**」や国民の通告義務の啓発・広報の徹底を図るとともに、児童虐待防止をよびかける「**オレンジリボン運動**」を推進し、新たな未然防止策を講じること。

あわせて、児童相談所の権限を強化するよう、大阪府・国に強く求めること。

本町では、児童の健全な育成に資するため、要保護児童対策地域協議会を包含する「子どもの未来応援センター（子育て世代包括支援センター機能+子ども家庭総合支援拠点機能）」を設置し、事案発生の未然防止に努めているところです。

また、虐待防止などの見守りについては、「教育と福祉の連携」によるスクールソーシャ

ルワーカー、スクールカウンセラーなどの配置に加え、家庭教育支援員による家庭訪問などを行っており、引き続き支援策を講じてまいります。

<継続>

⑦ヤングケアラーへの対策について

「府立高校におけるヤングケアラーに関する調査結果」「ヤングケアラー支援に向けた実態調査（介護支援専門員、相談支援専門員等）」や各市町村の調査結果を踏まえ、実態と課題の把握により、迅速な社会的・経済的支援を行い、子どもたちが教育の機会を奪われることのないよう、社会的孤立を防ぐ支援を早急に行うこと。

ヤングケアラーは、子ども自身や家族が「支援が必要な状況である」ことを認識していない場合が多いことから、地域包括支援センターを拠点として福祉、介護、医療、教育等の様々な機関と連携し、早期発見が可能な仕組みを構築するとともに、相談体制を強化すること。

また学校や地域での早期発見につながるよう、具体的な事例や概念について広く周知を行い、理解促進に努めること。

子育てのワンストップ相談窓口である「子どもの未来応援センター」を中心として、学校や教育委員会、地域包括支援センターと連携し、ヤングケアラーの早期発見に努め、各種サービスや子育て支援制度などの支援が受けられるよう取り組んでまいります。

<継続>

(7) 誰も自死に追い込まれない、相談体制の強化について

コロナ禍で自死者が増加しており、相談者に対応する相談員の増員や研修制度の充実、さらには SNS による相談体制を充実するなど、相談体制を強化すること。あわせて、相談員がメンタル不調に陥らないよう、対策を十分に講じること。

また、相談者が抱える個々の事情により沿った支援を行うために、大阪府や、NPO などの民間団体と連携するとともに、取り組みに対する支援を行うこと。

研修を実施するなど、支援者の質の向上に取り組んでまいります。また、支援者のメンタル面に関する内容も県修に盛り込み、メンタル不調に関する対策にも取り組んでまいります。

4. 教育・人権・行財政改革施策

<補強>

(1) 指導体制を強化した教育の確保と資質向上について (★)

教育の質を高め、子どもの豊かな学びを保障するため、教職員定数の改善、教職員や支援員等の人材確保に努めること。教職員の長時間労働を是正するためには、客観的な勤務時間管理をおこない、「時間外在校等時間の上限（月 45 時間、年 360 時間）」を遵守するよう、有効な対策を講じること。

また、教職員の欠員対策として、代替者の速やかな確保に努めるとともに、精神疾患等による病気休職者をなくすための労働安全衛生体制を確立すること。

深刻化する子どもの貧困、虐待、不登校、自死等への対策として、**スクールカウンセラー (SC)**、**スクールソーシャルワーカー (SSW)** の配置拡充を行うこと。また、SC、SSW の十分な人材確保にむけた養成・育成に取り組むこと。

さらに、外国にルーツをもつ子どもが取り残されることのないよう、日本語指導が必要な子どもに対して、必要な家庭支援を行うこと。そして、進学等で不利益を被らないよう、子どもや保護者に対して、多言語対応の整備や「やさしい日本語」を活用し、適切な情報提供と理解促進を進めること。

国の配置基準による教職員確保に加え、少人数学級等の加配措置や町費による教職員の配置や、SC 及び SSW や複数のスクールサポーター、障がいのある児童生徒のための介助員、外国人児童生徒支援員など、すべての児童生徒・教職員等にとって安全・安心な学校とするための人材確保を継続してまいります。

さらに外国にルーツをもつ子どもが進学等で不利益を被ることがないように、関係機関と連携を図り、適切な情報提供と理解促進を進めます。

<新規>

(2) 更衣室や多目的トイレの設置・増設について

子どもたちのプライバシーを守る観点から、各学校において更衣室や多目的トイレなどの設置・増設を進めること。

平成 28 年の学校再編により同一敷地内に 1 小学校 1 中学校校舎を新築し、その際に上記要望を踏まえた多目的トイレを 7 基設置しています。また、その後の学校運営の変化や児童生徒への関わりを考慮し、空き教室を更衣室として代用する等、適宜対応しています。

<継続>

(3) 奨学金制度の改善について (★)

給付型奨学金制度のさらなる対象者や支給金額の拡充を、積極的に国へ求めること。また、従来からの支援制度のみならず、中小零細や地場を含めた地元企業に就職した場合の**奨学金返済支援制度**の創設を検討するなど、新たに自治体独自の返済支援制度を検討すること。

加えて、コロナ禍によって返済が困難な労働者に対する返済猶予措置を講ずること。

本町の進路相談窓口や奨学資金制度につきましては、引き続き広報誌などを通じて周知を行い、多くの生徒の進路実現に向けて支援に努めてまいります。また、コロナ禍に限らず生活困窮者に対しては、その経済状況を踏まえ、対応を検討してまいります。

<継続>

(4) 労働教育のカリキュラム化について (★)

ワークルールや労働安全衛生等、働くことに関する基礎的な知識を活用できるよう、労働

教育のカリキュラム化を推進すること。また、労働組合役員や退職者などの経験豊富な外部講師を登用した出前講座や職場見学・職場体験などを含め、働くことの意義や知識を学ぶ時間を確保すること。

労働教育や啓発活動について、大阪府や関係機関と連携し取り組んでまいります。

<補強>

(5) 幅広い消費者教育の展開について

成年年齢が引き下げられたことにより、知識や経験不足に乗じた悪徳商法などによる若年層の消費者被害の拡大が強く懸念されている。

とりわけ、スマートフォン・タブレット等の普及に伴い、高額商品の売買やゲームでの高額課金、犯罪行為に抵触する事項などに関して、小・中学生も対象に含めた学生への消費者教育は急務となっている。そこで、教育現場への啓発活動や支援などの拡充に加え、家庭でも消費者教育を学ぶことができる教材を作成するなどの対策を講じること。

悪徳商法対策として消費者教育や啓発活動について、大阪府や関係機関と連携し、取り組んでまいります。

<継続>

(6) 人権侵害等（差別的言動の解消）に関する取り組み強化について

大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例が施行されているものの、ヘイトスピーチをはじめとする差別行為は無くなっていない。そこで、あらゆる差別の解消に向け SNS やインターネット上に氾濫する差別の実態を把握するとともに、差別解消に向けた具体的施策を講じること。さらには、無意識による無理解や偏見による言動も差別に繋がることから、人権意識の向上のための周知を行うこと。

また近年、インターネット上の人権侵害事案も多発していることから、2023年3月に公表された「大阪府インターネット上の人権侵害の解消に関する有識者会議取りまとめ」を踏まえ、インターネットリテラシー向上のための教育・啓発活動や、相談事業・被害者支援などを推進していくこと。

広報誌やホームページ、講演会等を通してヘイトスピーチ解消法の周知や人権意識の向上を図り、差別的言動の解消に向けて適切に対応してまいります。また、インターネット上の人権侵害事案についても、事案を発見した際の迅速な対応や関係機関との連携強化に努めるとともに、インターネットリテラシー向上を目的とした各種啓発を行い、町民一人ひとりが加害者とならない意識を持ち、誰もが被害に遭わないよう取組を進めてまいります。

<継続>

(7) 行政におけるデジタル化の推進について

行政によるデジタル化を推進し、オンライン申請などの利便性を高めることで、行政事務手続きの簡素化や行政情報へのアクセス向上などに取り組み、情報漏洩や誤作動が起こらな

いよう、デジタルセーフティネットの構築をめざすこと。

また、デジタル化の推進に伴う情報格差の解消に向けても取り組むこと。

本町では全庁的な DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進すべく、能勢町 DX 推進委員会を整備しております。国の示す自治体 DX 推進手順書を踏まえ、デジタル技術やデータを活用して業務のデジタル化を検討し、引き続き住民の利便性向上および行政機能の強化に努めるとともに、情報格差の解消に向けても各課と連携して取り組んでまいります。

<継続>

(8) マイナンバー制度の定着に向けたマイナンバーカードの普及について

公正・公平な社会基盤としての「マイナンバー制度」の定着と一層の活用に向けて、運用状況や住民からの意見を丁寧に把握し、必要に応じて、利用範囲や個人情報保護に関し適切な取扱いを行っていくこと。あわせて、税務行政体制の効率化をはかるとともに、個人情報の保護体制を強化すること。

また、デジタル行政の推進や、行政の迅速な支援による住民生活の利便性向上を図るべく、「マイナンバーカード」の普及促進を前提として、プライバシー保護のための安全性の周知や個人情報管理体制の強化など制度の信頼性を高める取り組みを行うこと。

加えて、「マイナンバーカード」への保険証一体化等については、カードの取得が強制化されないよう従前の保険証についても継続して対応するよう、国に要請すること。

マイナンバーを活用した情報連携ネットワークシステムにおいて業務体制の効率化を図りつつ、情報セキュリティポリシー及び特定個人情報等取扱規程に定める安全管理措置を適切に講じながら、個人情報の管理体制強化に努めてまいります。

保険証一体化等につきましては、デジタル社会における質の高い医療の実現に向け、マイナ保険証の利用促進を進めてまいります。また、マイナ保険証を保有しない方へは、資格確認書が適切に交付されるよう、大阪府と連携を図りながら対応してまいります。

<新規>

(9) 府民の政治参加への意識向上にむけて

有権者の利便性と投票機会のさらなる確保のため、共通投票所の設置の拡大、身近に利用できる投票所の増設、期日前投票の投票時間の弾力的な設定、および移動期日前投票所の設置・拡充に努めること。

さらに、投開票の簡素化・効率化、疑問票の削減、障がい者や要介護者などの投票参加拡大の観点から、投票方法を自書式から記号式投票に改めること。

また、若者の政治参加を促進するため、教育委員会や選挙管理委員会と連携し、模擬投票や選挙出前授業、議会見学や傍聴など主権者教育を実施すること。

期日前投票所の増設に向け検討を進めており、有権者にとって利便性が高く、また安心して投票ができる環境づくりに努めています。引き続き選挙の公正を確保しながら有権者がより投票しやすい環境を整備するため、現在の実情を分析し時代や環境の変化に

応じた方策の検討を進めてまいります。

また、若者の政治参加促進のための主権者教育についても方策の検討を進めてまいります。

<継続>

(10)SDGsの推進について

大阪府においては「大阪SDGs行動憲章」の制定や「私のSDGs宣言プロジェクト」などが行われているが、町においても、多くの住民の参加にむけた働きかけを強めること。また、SDGsの中で最も重要な目標のひとつである「貧困の根絶・格差の是正」を重要項目として位置付け、子どもやひとり親家庭の母親など様々な貧困の削減に向けて具体的な目標を設定し、着実に取り組むこと。

本町は令和3年度にSDGs未来都市の選定を受け、持続可能なまちづくりの実現を目指して取り組んでいます。昨年には、義務教育学校で実施されたSDGsフェスタに参画し、児童・生徒等への普及啓発を図るなどの取組を行ったところであり、引き続き、多様なステークホルダーと連携・協力を推進してまいります。

また、令和2年3月に策定した子どもの貧困対策に関する法律第9条第2項に定める子どもの貧困対策にかかる施策を含む子ども・子育て支援事業計画を基に、子どもやひとり親家庭の母親など様々な家庭が抱える貧困の削減に向け、関係部署や関係機関と連携し、適切な支援に努めてまいります。

5. 環境・食料・消費者施策

<継続>

(1)食品ロス削減対策の効果的な推進に向けて(★)

これまで大阪府の「食品ロス削減ワーキングチーム」が精力的に取り組んできた食品ロス削減対策を継続的に実施するとともに、「おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度」による「パートナーシップ事業者」を拡大していくため、外食産業をはじめとする食品関連事業者に積極的な働きかけを行うこと。

また、住民に対しては、「食べ残しゼロ」を目的にした「3010運動」について、アフターコロナでの外食増加を想定し、さらなる効果的な啓発活動を実施するとともに、「食べきり」「持ち帰り」を基本とする環境整備も進め、自治体の取り組み内容を示すこと。

また、枚方市・摂南大学での産学の取り組みのような、破棄される農作物・特産品(すもも)の有効活用策も検討すること。

本町には飲食を提供する店舗等が少ないことから、住民個々が家庭で実践できる食品ロス削減も含めた生ごみ減量化対策について優先して周知・啓発しているところです。今後も減量化対策への取組や補助制度について、効果的な周知等に努めてまいります。

<継続>

(2) フードバンク活動の課題解決と普及促進について

2019年5月に成立した「食品ロス削減推進法」に則り、**フードバンク**に対する具体的な支援を行っていくこと。また、フードバンク活動団体が抱える課題（運営費・人手・設備等）を解決するための相談窓口や活動関係者で構成する協議体の設置を検討すること。加えて、活動に対する社会的認知を高めるための啓発を強化すること。

また、「フードバンクガイドライン」の策定によって支援のあり方が効果的になっているか検証を行うこと。

本町では食品等を扱う大規模小売店舗がないためフードバンク団体等に対し他団体と連携を図った具体的な取組や支援は困難と考えます。ただし、当町を含めた1市3町の広域でごみ処理を行っています一部事務組合猪名川上流広域ごみ処理施設組合の啓発施設においてフードバンク活動を行っていることから、関係機関と連携し当該フードバンク活動やその他のフードバンク活動に対する周知等、情報提供等に努めてまいります。

<継続>

(3) 消費者教育としての悪質クレーム（カスタマーハラスメント）対策について

「サービス等を提供する側と受ける側がともに尊重される消費社会」の実現をめざし、一部の消費者による一般常識を超えた不当な要求や、異常な態様の要求行為等の悪質クレーム（**カスタマーハラスメント**）の抑止・撲滅を推進すること。具体的な取り組みとしては、自治体独自の判断基準（対応状況や対応時間の目安、対応体制の確立）の策定を行うとともに、消費者に倫理的な行動を促すための啓発活動や消費者教育を行うこと。

悪質クレーム対策として、大阪府や関係機関と連携し、消費者教育や啓発活動に取り組んでまいります。

<継続>

(4) 特殊詐欺被害の未然防止の対策強化について

大阪府域では高齢者等が狙われる特殊詐欺の被害が多発しており、未然防止対策の強化が求められる。特殊詐欺の新たな手口や形態を把握し、消費者に対する迅速な情報提供や注意喚起を効果的に行うこと

この間、SNSやアプリなど、幅広い広報媒体を活用して周知をはかっているが、高齢者については、そうした媒体の利用については低いと思われるので、従来型のチラシ・ポスターでの周知の充実もはかること。

特殊詐欺被害の未然防止対策については、引き続き広報誌やホームページなどを通じて、注意喚起に努めてまいります。特に高齢者への周知については、地元警察や地域の関係団体と連携し、公共施設へのチラシ配架及びポスターの掲出加えて、街頭キャンペーンなどにより周知の充実に努めてまいります。

<継続>

(5) 「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」と

その実践に向けた産業界との連携強化について

「2050年カーボンニュートラル」の実現に向け、「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」と、大阪府と連携した取り組みを進めること。

とりわけ、政府の「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が供給側の取り組みを中心としていることから、住民など需要側の行動を促す意識喚起の取り組みを積極的に進めていくこと。さらには、「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」で示した2030年に向けて取り組む項目について大阪府と連携するとともに、住民・事業者への周知を行うこと。また、実行計画の進捗状況、支援内容についても明らかにすること。

グリーン成長戦略で実行計画が策定されている14分野を中心に、産業界との情報交換・意見交換を強化し、地元の事業所における取り組みの推進状況、今後の推進計画などに関して広く共有化を図り、規制の見直しなどを含めて、地方自治体として必要な支援を強化していくこと。

本町では、2021年3月にゼロカーボンタウンの宣言を行うとともに、同年同月に策定した「能勢町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づき、2030年までの目標達成に向けた重点施策について鋭意取組を進めています。引き続き、カーボンニュートラルの実現に向けて公・民が連携のもと取り組んでまいります。

<継続>

(6)再生可能エネルギーの導入促進について

再生可能エネルギーの導入促進にあたって、条例を整備し調査コスト・開発リスクに対する各種補助金の充実を図るとともに、再生可能エネルギーを効率的に利用するために、高効率・大容量の蓄電が可能となる技術開発や、スマートグリッドの構築を支援するしくみを構築すること。

本町では、地域共生型の再生可能エネルギーの導入促進に向けて、ゾーニング事業に取り組み、その結果を踏まえ「能勢町再生可能エネルギー発電事業と地域との共生に関する条例（令和6年4月1日施行）」を制定しました。今後、同条例に基づく普及区域を中心に、再生可能エネルギーの適切な設置を推進する「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく促進区域の設定を行っていきたいと考えています。また、カーボンニュートラルの実現に向けた再生可能エネルギーの導入目標に照らして、必要な支援措置等を検討してまいります。

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

<継続>

(1)自転車等の交通マナーの向上について

自転車による宅配業者も増え、毎年一定数の事故が発生している。

原因はさまざまではあるが、ひとつに自転車や新たなモビリティ（電動キックボード等）の運転者マナーの問題も指摘されているため、事故防止のための自転車専用レーンの整備を

行うとともに、自転車・電動キックボード等の運転者への取締りの強化、購入時の講習実施など、法令遵守やマナー向上への周知・徹底を図ること。

また、2023年4月以降、自転車運転の際にはヘルメットの着用が努力義務化されたことから、普及促進のためヘルメット購入費用の補助制度を新たに検討すること。

自転車専用レーンの整備については、本町における交通量の実態に鑑みながら、必要に応じて道路管理者へ要望を行ってまいります。自転車・電動キックボード等に特化はしていませんが、本町では、全国交通安全運動に合わせて、地域住民を対象に交通事故発生状況の説明や正しい交通マナーの実践に向けた啓発を行っております。

また、ヘルメット購入費用の補助制度につきましては、町立義務教育学校の生徒（7～9年生）を対象とした補助を実施しているところでございます。

<継続>

(2) 子どもの安心・安全の確保について

保育中の子どもや通園中の園児や保育士が巻き込まれる事故が多発している。防止するため、保育施設周辺の道路に「キッズ・ゾーン」の設置や危険箇所がないか総点検を実施するとともに、安全確保のため、ガードレールの設置が求められていることから、危険箇所から優先して未設置の所は早期の設置を行うこと。

あわせて、歩行帯、横断歩道、ガードレール、信号や幹線道路の白線や表示が見えにくくなっている箇所も散見されることから、必要なメンテナンスも行うこと。

また、運転手にも広く周知するため、免許更新の際に注意を呼び掛けるなど、キャンペーン等を実施すること。

(現在、キッズ・ゾーンについては東大阪市・堺市・枚方市・箕面市・茨木市・交野市で設定が進められている。)

令和2年度におきまして、保育担当部局より町内各保育施設へキッズ・ゾーン設置候補箇所の確認協議を実施しましたが、キッズ・ゾーン設置基準により早急に整備を要する箇所がなかったことから、現在、キッズ・ゾーン整備予定箇所は該当ありません。

しかしながら、子どもが被害者となる交通事故が度々発生していることを踏まえ、これまでの小中学校の通学路安全確保に向けた取組みの推進に資するために策定した通学路安全プログラムに規定する「通学路安全推進会議」の体制を活用し、令和3年度より保育担当部局においても、当該会議に参加し、未就学児が日常的に集団で移動する経路等を中心に安全確保に関して、継続的に検討協議できる体制を構築しています。これまで毎年度、3回程度会議を実施しておりますが、新たな整備要望等はございません。

今後も引き続き、保育担当部局等と連携を深め、対策必要箇所等の点検確認等についても実施するとともに、運転手への注意喚起方策等に関し、警察と連携し検討してまいります。

<継続>

(3) 防災・減災対策の充実・徹底について (★)

市町村が作成しているハザードマップや防災マニュアル等を効果的に活用して、避難場所の把握や防災用品の準備等自助・共助の視点のもと、住民が具体的な災害対策に取り組むよう、積極的・継続的な啓発活動を実施するとともに、精度の高い情報収集に基づく伝達体制を構築すること。災害発生時における情報提供ツールのホームページについて、見やすくわかりやすい様に工夫を行うこと。

また「おおさか防災ネット」等の住民へ直接情報発信可能なツールの登録を促進し、自治体内の運用状況（登録）について推移を示すこと。

加えて、被害を低減させるための施設・装備を充実し、避難所の環境整備についてもはかること。感染対策も踏まえ災害発生時に機能する医療体制を整備・強化すること。

また、「避難行動要支援者名簿」の更新や、発災時を想定した避難行動、地域住民や事業者とも連携した具体的な訓練等を行うこと。

地域における防災の担い手となる、防災の資格である「防災士」の取得を促すための広報や、養成研修実施機関として登録すること。特に「女性防災士」の取得の促進をはかるとともに、資格取得助成についても取り組みを進めること。

*養成研修実施機関（関西では滋賀・奈良・和歌山・兵庫。府内では箕面市のみ）

ハザードマップについては、地域（6地区）ごとに作成し、全戸配布しています。また、住民の災害対策について啓発を行うため、ハザードマップの裏面には防災マニュアルを掲載しています。近年は、自主防災組織の取組として地域の公民館を一時避難所として開設するなど、多くの住民が自主的に避難活動されるなど防災意識も高まりつつあります。行政としては、公設避難所の開設状況や高齢者等避難など段階的な避難情報について、今後とも「おおさか防災ネット」を活用し情報発信に努めるとともに、自主避難所に必要な物資の配布や地域の自主防災組織設置のための資機材購入費の助成制度を構築しています。

「避難行動要支援者名簿」については、3年ごとに更新しており、自治会長、民生児童委員、消防団等で情報共有し、今後とも助け合い活動や防災訓練の推進に加え、各種計画にも新型コロナウイルス感染対策に対応するよう努めてまいります。

また、避難所運営については、子ども、女性、高齢者等への配慮や感染対策などの必要性に鑑み従来以上に配置職員を充実させるなど取り組みを強化しています。防災士育成支援についても検討してまいります。

<継続>

(4)地震発生時における初期初動体制について

南海トラフ地震の発生が懸念されているが、地震発生時においては、初期初動体制が極めて重要である。各自治体においては、有期・短時間・契約・派遣等で働く職員が多くを占めていることから、緊急時に十分な対応ができるよう人員体制を確保すること。

また、震災発生においては交通機関が麻痺していることから、勤務地にこだわらず職員の自宅から最寄りの自治体に出勤し対応にあたる等、柔軟に対応できるよう日常的に市町村間の連携を行えるよう、近隣自治体に働きかけを行うこと。

企業・住民への日頃の防災意識の啓発と、災害ボランティアセンターなどとの連携など、

いつ発生するともわからない災害への対策を強化すること。

震災発生時は、公共交通機関の麻痺や土砂崩れ等による道路交通網への影響が懸念されるため、大規模災害に備え、近隣市町と災害協定を締結しており、近隣市町と毎年、防災推進協議会を開催し、連携を強化しています。

また、各地域での防災訓練や自主防災組織の設置に向けた取組をはじめ、社会福祉協議会も協力し災害ボランティアセンターに係る協定を締結し災害への対策を強化しているところです。

(5)集中豪雨等風水害の被害防止対策について (★)

<継続>

①災害危険箇所の見直しについて

予測不可能な風水害が頻発し、予想以上の被害が発生している。

災害の未然防止のための斜面崩壊、堤防決壊等への対策が非常に重要であることから、すでに整備済みであっても、危険度が高いとみられる地域の未然防止の観点からも日頃の点検や対策を講じること。また、災害がより発生しやすい箇所を特定し、森林整備等の維持・管理を重点的に行うこと。

平成30年の西日本豪雨や台風では、本町においても大きな被害が多数発生しました。災害の未然防止の観点からも、町が管理する河川や道路などにおける危険箇所への対策を順次行ってまいります。

<継続>

②防災意識向上について

住民の資産に影響を及ぼす可能性のある情報の提供について地域の実情を踏まえ、慎重かつ確実に実施するとともに、必要に応じてハザードマップの見直し点検を行いながら、一層の周知・広報を行い、日頃の防災意識が高まるよう取り組むこと。

また、大規模自然災害発生時においては、安全確保の観点から、事業活動を休止する基準の設定等必要な仕組みの整備と情報提供により、住民が適正な行動をとれるよう制度の周知・理解促進を図ること。

ハザードマップについては、水防法改正に伴い新基準の浸水想定区域へ改定し、ホームページに掲載しています。引き続き、周知・広報を通じ住民の防災意識の向上に努めています。

また、マップの裏面を活用し、災害発生時に住民が取るべき行動等を掲載しています。

<継続>

(6)激甚災害時における公共インフラ設備の早期復旧に向けた取り組み

自然災害による鉄道や、生活関連インフラ設備の被災は、用地外からの土砂・倒木流入や河岸崩壊などによって被害が拡大する事例が多く、復旧を事業者任せにすることなく、治山・治水事業とあわせた一体的・包括的な対応を、国及び地方自治体が責任を持って進めるよう

関係機関に働きかけること。また、線路や生活関連インフラ設備の早期復旧にむけてより密接に事業者や地権者といった関係主体との連携を積極的に図ること。

大規模な自然災害発生時において、住民の安全確保の観点から、情報提供の徹底、地域との連携を強化するとともに、治山治水事業の重要性を認識し大阪府とも連携強化してまいります。また、ライフラインである公共インフラの早期復旧をめざし関係機関との連携にも努めてまいります。

<継続>

(7) 公共交通機関での暴力行為の防止とその対策について

鉄道・バス・タクシー等の運転士や係員に対する暴力行為の件数は、高止まりという状況であり、お客様トラブル事象やカスタマーハラスメントに分類されるような事象も数多くある。

働く者の安全・安心の確保のためにも、公共交通の利用促進とともに、利用者側のマナーやモラルといった部分に対する理解促進を図ることから、事業者によるさまざまなキャンペーン等の取り組みも進められているが、行政として「公共交通の安全安心な利用」につながる啓発活動の強化等の対策を講じること。

また、警察や公共交通事業者と連携し駅構内や車内での巡回・監視等の防犯体制のさらなる強化を図るとともに、公共交通機関の事業者が独自で行う施策（防犯カメラの設置や警備員の配置等）への費用補助等の支援措置を早急に検討すること。

本町内に鉄道駅はございませんが、路線バス事業者など公共交通事業者と連携し、公共交通の利用促進とあわせて、公共交通の安全安心な利用に向けた啓発活動に努めてまいります。

また、公共交通事業者に対する支援措置については、能勢町地域公共交通計画に基づき、適切な対応に努めてまいります。

<継続>

(8) 交通弱者の支援強化に向けて

誰もが買い物ができ、医療・介護、各種行政サービス等が受けられるよう、地域の実態を調査し、その結果を踏まえて、バス路線の整備を含めた公共交通による移動手段の確立、移動販売や商業施設の開設・運営への支援等、必要な対策を推進すること。

「大阪スマートシティパートナーズフォーラム」による取り組みの効果の検証を行うこと。

本町では、令和2年度に能勢町地域公共交通会議を立ち上げ、将来にわたって持続可能な公共交通ネットワークの構築に向けて検討を行っております。具体的には、令和4年7月から実証運行を開始している乗合タクシーについて、本町の東地域を運行エリアに拡大し、令和6年4月から本格運行に移行する予定です。

なお、「大阪スマートシティパートナーズフォーラム」において、本町では具体的な取組事例はございません。

<継続>

(9) 持続可能な水道事業の実現に向けて

持続可能な水道事業の実現のため、水道事業者における専門性を有する人材の確保・育成、技術継承および水道の基盤強化のための労働環境改善に向けた取り組みを行うこと。

また、水道の基盤強化のための施策を検討する場合には、当該施策のメリットだけでなく、デメリットやリスクについても正しく地域住民に説明すること。

加えて、民間事業者に水道施設運営権（コンセッション）を設定する場合であっても、当該民間事業者の透明性を確保し、受益者である住民の合意を得ることなく、安易に水質低下や水道料金の値上げを行うことのない仕組みを担保すること。

給水需要減に伴う給水収益の減少など本町水道事業は、経営的に厳しい事業運営を強いられている状況にあり、施設更新や耐震化などの課題に取り組まなければなりません。単独での水道事業運営は、ますます困難な状況となっています。

このようなことから、将来において適切な料金、安心安定給水への持続可能な水道事業実現に向けた取り組みが必要であり、令和6年度に大阪広域水道企業団と水道事業統合を行うとともに併せて大阪広域水道企業団豊能水道事業との会計統合を行います。

以上